



あなたの1票が 未来をつくる

埼玉県議会議員一般選挙

任期満了に伴い、埼玉県の代表を選ぶ選挙が行われます。この選挙は私たちの豊かな郷土・埼玉を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。

一人一人が大切な一票を無駄にしないように投票しましょう。

選挙管理委員会事務局
☎775-9689 ・ ☎775-9819

投票日
4月12日 (日)
7:00~20:00 【告示日】4月3日(金)
【議員定数】3人

【投票できる人】満20歳以上(平成7年4月13日生まれまで)で、平成27年1月2日までに上尾市に転入の届け出し、引き続き市内に住民基本台帳の登録がある人

とってもカンタン! 選挙の4ステップ

選挙に行きづらい人は「手続きが難しそう」と思っていないですか? 実際はとっても簡単なんです!

- ① 投票所入場券を持って、入場券に記載されている投票所へ
- ↓
- ② 受付をして、投票用紙を受け取る
- ↓
- ③ 候補者の氏名などを投票用紙に記入する
- ↓
- ④ 投票箱に投函する

①~③の方法で投票できます

これで解決!

今回の選挙は埼玉県の議員を選出するものです。そのため投票日までに県外に転出した人や、1月3日以降に県外から転入した人は埼玉県議選では投票できません。ただし、1月3日以降でも埼玉県内から転入した人は、①~③の方法で投票できます。

- ① 4月12日に前住所地の投票所で投票する
- ② 4月4日(土)~11日(土)に前住所地の選挙管理委員会で期日前投票する
- ③ 4月11日までに上尾市の選挙管理委員会で不在者投票する(前住所地の選挙管理委員会で書類の請求が必要)

※上記の方法で投票する場合、前住所地から上尾市に住所を移し、引き続き上尾市に住所がある旨の証明書(無料)か、住民票の写しが必要です。詳しくは市選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

こんなときは?

埼玉県内の市町村から1月3日以降に転入したんですが...



投票の豆知識

投票 票所入場券がないときは:

入場券が届いていない・見当たらないといった場合でも、自動車運転免許証などで本人確認の上、投票できます。投票所で申し出てください。

候補者がどんな人か知りたいたい!

候補者の氏名、写真、政策などを掲載した選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで配布します。読売・朝日・毎日・東京・日本経済・産経・埼玉新聞の各朝刊で配布予定です。市役所1階総合案内、各支所・出張所、郵便局などにも置いてありますので、ご利用ください。 ※選挙管理委員会で作成した「選挙のお知らせ」を新聞折り込みで3月中に配布する予定です。

結果はいつ分かるの?

開票は、投票日当日の21時から市民体育館で行われます。投票・開票速報は市ホームページ

※【不在者投票】

仕事や旅行などで市外に滞在する場合は、投票日前日までに滞在先で不在者投票ができます。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局へ早めにお問い合わせください。

また不在者投票施設の指定を受けた病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、その施設で不在者投票ができます。

事前に投票できます

これで解決!

こんなときは?

「選挙の当日は仕事で忙しい」「レジャーや買い物などの予定がある」。そんなときは「期日前投票」や「不在者投票」をご利用ください。期日前投票は投票期間中に期日前投票所(市内に3カ所ある)で投票する方法です。また滞在地や指定病院などの施設、郵便などで投票する方法を不在者投票(※)といいます。

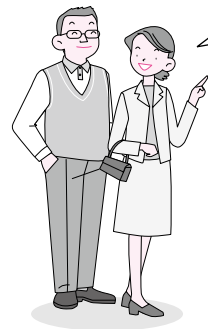
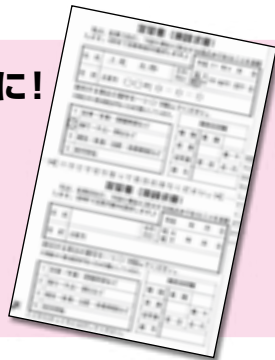
投票日当日は出掛ける予定が...

Pickup!

期日前投票がよりスムーズに!

今回から期日前投票に必要な「宣誓書(兼請求書)」を投票所入場券の裏面に印刷します。自宅などで必要事項を記入すれば、投票がよりスムーズに。

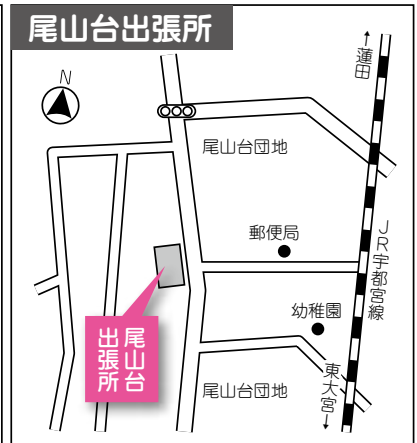
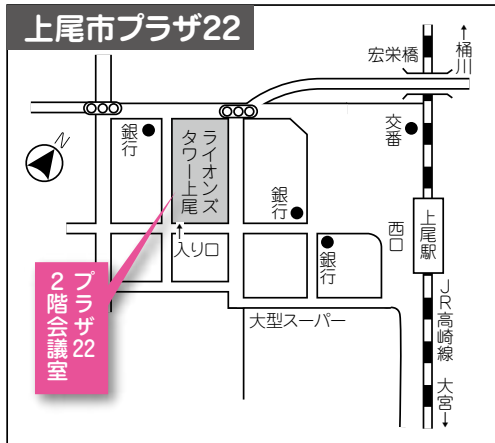
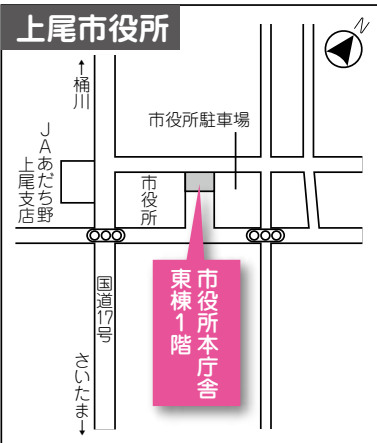
投票所入場券は圧着はがきで、開封すると同一世帯で最大4人分の投票所入場券が入っています。本人分を切り離し、投票所にお持ちください。



【期日前・不在者投票所】

※投票日当日は指定された投票所(入場券に記載)で投票してください。

- 4月4日(土)~11日(土) 8:30~20:00 上尾市役所本庁舎 東棟1階
- 9:30~20:00 上尾市プラザ22 2階会議室
- 4月5日(日)~11日(土) 9:30~17:00 尾山台出張所



注意!

第7投票区の投票所が東保健センターに
今回から第7投票区は緑丘保育所から東保健センターに投票所が変わります。

郵便投票が利用できる人も
歩行が困難であるなど身体に重度の障害(身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている、または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている)があり、投票所に行くことができない場合、「郵便等投票証明書」の交付を受けて郵便を使った投票ができます。証明書の発行は事前に市選挙管理委員会事務局への申請が必要になります。詳しくは問い合わせください。

身体が不自由な人は...
手や目が不自由・代筆が必要な人は投票所の係員が代筆する「代理投票」を利用できます。また目の不自由な人には点字器と点字用投票用紙を用意してあります。